

議案第11号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋晴彦

## 加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成 12 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（保険料率）

第 6 条 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 35,490 円
- （2） 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 53,430 円
- （3） 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 53,820 円
- （4） 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 70,200 円
- （5） 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 78,000 円
- （6） 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 93,600 円
- （7） 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 101,400 円
- （8） 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 117,000 円
- （9） 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 132,600 円
- （10） 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 148,200 円
- （11） 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 163,800 円
- （12） 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 179,400 円
- （13） 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 187,200 円

2 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 6 号の基準所得金額は、令第 38 条第 6 項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 143 条の規定にかかわらず、120 万円とする。

3 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 7 号の基準所得金額は、令第 38 条第 7 項の規定に基づく規則第 143 条の 2 の規定にかかわらず、210 万円とする。

4 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 8 号の基準所得金額は、令第 38 条第 8 項の規定に基づく規則第 143 条の 3 の規定にかかわらず、320 万円とする。

5 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 9 号の基準所得金額は、令第 38 条第 9 項第 1 号の規定にかかわらず、420 万円とする。

6 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 10 号の基準所得金額は、令第 38 条

第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。

- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。
- 9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,230円とする。
- 10 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,230円」とあるのは、「37,830円」と読み替えるものとする。
- 11 第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中「22,230円」とあるのは、「53,430円」と読み替えるものとする。第8条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附則中第7条を削り、第8条を第7条とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の加西市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)

加西市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に伴う令和6年度から令和8年度の3年間に適用する第1号被保険者の保険料の改定に伴い、所要の改正を行うもの。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の、介護保険料を減免する規定を廃止するもの。

【概要】

- ・第1号被保険者の保険料改定を行う。

第8期（令和3～5年度）

所得段階	区分	負担割合	年額保険料 (円/年)
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.50	37,800
	世帯全員が市民税非課税で、課税対象となる年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	(0.30)	(22,680)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税対象となる年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	0.75 (0.50)	56,700 (37,800)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税対象となる年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	0.75 (0.70)	56,700 (52,920)
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方	0.90	68,000
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方	1.00	75,600
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	90,700
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	98,200
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	113,400
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	128,500
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.80	136,000
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	2.00	151,200



第9期（令和6～8年度）

所得段階	区分	負担割合	年額保険料 (円/年)
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.455	35,490
	世帯全員が市民税非課税で、課税対象となる年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	(0.285)	(22,230)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税対象となる年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	0.685 (0.485)	53,430 (37,830)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税対象となる年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	0.69 (0.685)	53,820 (53,430)
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方	0.90	70,200
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方	1.00	78,000
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	93,600
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	101,400
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	117,000
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	132,600
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	148,200
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	163,800
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	179,400
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.40	187,200

備考：低所得者の軽減強化として、第1段階から第3段階は公費による負担軽減が実施され、( )内の負担割合及び年額保険料に引き下げられている。